平成２１年（フ）第６７５号
長崎県西彼杵郡時津町久留里郷238番地１
債務者　志田シズヱ
１　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３８９号
長崎県長崎市平間町1309番地
債務者　中村　正人
１　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１７４８号
札幌市東区東苗穂６条２丁目３番１号
債務者　齊藤　潤二
１　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７４９号
札幌市東区東苗穂６条２丁目３番１号
債務者　齊藤まゆみ
１　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９１６号
北海道石狩市花川南８条４丁目389番地
債務者　松村貴美子
１　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１０７号
札幌市東区北38条東20丁目２番22号
債務者　山田えり奈
１　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２２２号
札幌市豊平区月寒西３条９丁目６番23号　第２月ヶ丘マンション２階左
債務者　羽賀　崇博
１　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２５２号
札幌市東区伏古８条３丁目５番６号　ハイツにれ403号
債務者　長山　恵美（旧姓伊藤・西川）
１　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２９０号
北海道北広島市大曲並木２丁目３番地１　サーム広島インター211号
債務者　小野ひとみ
１　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３１１号
札幌市北区太平２条４丁目３番８号　藤井コーポ太平201号
債務者　岸田智恵子
１　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３２６号
札幌市白石区本通６丁目南２番12―103号
債務者　堀江　　睦
１　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３４４号
北海道恵庭市幸町２丁目２番４号
債務者　美濃島康弘
１　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３７４号
札幌市豊平区平岸１条16丁目３番14―111号
債務者　磯部　圭介
１　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３８６号
札幌市北区北22条西７丁目２番１号　中江病院
債務者　祝　　裕次
１　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２４２０号
札幌市白石区中央２条６丁目16番８号　ブレッシングハイツ101号
債務者　藤田富士子
１　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２４２７号
札幌市西区琴似３条５丁目３番18号　ベルメゾン琴似Ｂ―110号
債務者　石坂　輝美
１　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２４３３号
札幌市豊平区福住３条９丁目４番23号
債務者　園田　雅朗
１　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部